

# 冤罪防止マニュアルⅡ

弁護士 谷山 智光



## 1 前号に引き続いて

昨年の燦18号で冤罪防止マニュアルを書きました。

その後もいわゆる袴田事件で再審開始決定がなされるなどしました。同事件では、1980年に強盗殺人等の罪で死刑判決が確定しました。袴田さんは逮捕当初から無実を訴えていましたが、連日長時間の取り調べを受け、虚偽の自白をしてしまいました。しかしながら、死刑判決時には検察官から開示されていなかった証拠を分析した結果、裁判所は、有罪認定に合理的な疑いが生じるとして裁判のやり直しを認めました。袴田さんは逮捕から約47年もの間身体拘束を受けました。死刑判決確定後の約33年間は、今日にも死刑が執行されるかもしれないという恐怖の日々を強いられました。裁判所は、上記再審開始決定において「国家機関が無実の個人を陥れ、45年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならない。」と言及しました<sup>1</sup>。

現在、「法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会」で取り調べの可視化や証拠開示の導入について検討されていますが、いずれも一部に限定しており十分な内容ではありません<sup>2</sup>。取り調べの全面可視化や証拠の全面開示が認められていけば、袴田さんが死刑判決を言い渡されることはなかったかもしれません。今後、同部会での議論・提案にも注目していく必要があります。

冤罪は極めて重大な人権侵害をもたらします。冤罪防止のため前号に引き続いて今号も冤罪防止マニュアルを書くことにします。

## 2 被告人は取り調べを拒否する

刑事訴訟法は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」としています(198条1項)。

すなわち、「『逮捕又は勾留されている』『被疑者』」以外は、捜査機関から出頭を求められても、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができます。

この点、被疑者は、起訴されると被告人になり、「被疑者」ではなくなります。

仮に余罪の嫌疑がかけられたとしても(その場合、その余罪との関係では「被疑者」となりますが)、余罪で逮捕又は勾留されない限り、「『逮捕又は勾留されている』『被疑者』」ではありません。

したがって、捜査機関から取り調べのため出頭を求められても、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができます。

前号にも書いたとおり、捜査機関は、被告人とは対立する

立場にありますから、その捜査機関が被告人から話を聞き、調査を作るというのは、民事訴訟でいうと原告代理人が被告人から話を聞き、陳述書を作るようなものです。取り調べは密室で行われ、弁護人の立ち会いもありません。

このような取り調べは、受けないで済むなら受けないのがベストです。

被告人になったら、捜査機関から取り調べのための出頭を求められても、堂々と拒みましょう。

## 3 不当な任意同行には応じない

刑事訴訟法は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。」としています(199条1項)。すなわち、現行犯逮捕(212条、213条)や緊急逮捕(210条)の場合(これらを行うにも一定の要件が必要です。)を除いて、裁判官があらかじめ発する逮捕状がなければ逮捕はできません(令状主義)。この逮捕状は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときに発せられ(199条2項本文)、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは発せられません(同項但書)。また、逮捕後は、厳格な時間制限が課せられます(203条1項、205条2項等)。

この点、捜査機関が、取り調べのために被疑者に警察署等への同行を求めることがあります(任意同行)。逮捕に慎重を期して行われる場合もある一方、逮捕の時間制限を逃れるために行われる場合もあります。任意同行は、真に任意である限り違法ではありませんが、実質的に逮捕にあたる場合には違法です。

午前7時15分ころ、出勤のため自宅を出たところ、警察官に同行を求められ、警察用自動車に同乗して警察署に連れてこられ、その後直ちに取調室で取り調べが始まり、昼、夕食時に各一時間など数回の休憩をのぞいて、常に看視され、便所に行くときも立会人が同行する状態で、翌日の午前0時過ぎまで取り調べを受けたという事案で、「少なくとも夕食時である午後七時以降の取調は実質的には逮捕状によらない違法な逮捕であった」とした裁判例があります(富山地決昭和54年7月26日・判時946号137頁)。

不当な任意同行は、被疑者の人権保障のために令状主義や厳格な時間制限を定めた刑事訴訟法の趣旨を潜脱するものです。

不当な任意同行は拒絶すべきですし、場合によっては弁護人の立ち会いを条件としてもよいでしょう(あくまで被疑者の任意に基づくものである以上、被疑者が弁護人の立ち会いを求めた場合に、これを捜査機関が拒む理由はないでしょう)。(続く)

1 「袴田事件」再審開始決定に関する会長声明

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140327.html>

2 法制審議会－新時代の刑事司法制度特別部会

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500012.html>